

2020年2月10日

各位

会社名 株式会社Kips
代表者名 代表取締役 國本 行彦
(コード：9465 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役 林 高史
TEL 03-6386-3484
URL <http://www.kips.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を2020年3月23日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株券の不発行に関する規定は、会社法上不要のため削除するものであります。(第7条)
- (2) 単元未満株式の売渡請求を現状実施する予定がないため該当条文を削除するものであります。(第10条、第11条(4))。
- (3) 定時株主総会の基準日の規定を明確化するものであります。(第15条)
- (4) 株主総会の参考書類等をインターネットで開示ができるように規定するものであります。(変更案第17条)
- (5) 取締役及び監査役の報酬に関して規定するものであります。(変更案第26条)
- (6) 中間配当制度を新設するものであります。(変更案第31条)
- (7) その他、条文の位置、条数、表現の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社 Kips 称し、英文では、Kips Co.,Ltd. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社 Kips と称し、英文では、Kips Co.,Ltd. と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする 1～9 (省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～9 (現行どおり)
第3条～第6条 (省略)	第3条～第6条 (現行どおり)
(株券の不発行) <u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。</u>	(削除)
第8条～第9条 (省略)	<u>第7条～第8条</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
(单元未満株式の売渡請求) 第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当会社に請求することができる。	(削除)
(单元未満株主の権利制限) 第11条 (省略) (1)～(3) (省略) <u>(4) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求する権利</u>	(单元未満株主の権利制限) 第9条 (現行どおり) (1)～(3) (現行どおり) (削除)
第12条～第14条 (省略)	第10条～第12条 (現行どおり)
(基準日) 第15条 当社は、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載された株主をもってその事業年度末日に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2 前項にかかわらず、基準日後、定時株主総会までに発行または処分された株式を取得した者に対して議決権を付与することができる。 3 第1項及び本定款に定めるほか、必要がある場合には、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年12月31日とする。</u> (削除) (削除)
第16条～第18条 (省略) (新 設)	第14条～第16条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第19条～第26条 (省略) (新 設)	第18条～第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
第27条～第30条 (省略) (新 設)	第27条～第30条 (現行どおり) (中間配当) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。
第31条 (省略)	第32条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定時株主総会開催予定日
2020年3月23日(月)
- (2) 定款一部変更の効力発生時期
2020年3月23日(月) 予定